



平成27年10月27日(火) 岐阜県発表資料			
担当課	担当係	担当者	電話番号
薬務水道課	薬事麻薬係	居波 慶春	内線 2572 直通 058-272-8285 FAX 058-271-5731
警察本部 組織犯罪対策課	薬物銃器係	矢島 和紀	058-271-2424 (代) 内線 4452

危険ドラッグの排除に向け、不動産関係団体と協定を締結します

危険ドラッグについては、インターネットを利用した配達等の形態で依然として流通しており、その販売や密造の多くは賃貸借物件を拠点としているとの情報があります。

このため、県及び県警察本部は、賃貸借物件を仲介する不動産関係業者と密接な連携と協力をし、危険ドラッグの濫用防止対策を推進するため、県内の関係2団体と協定（東海三県で初）を締結します。

1 協定の相手先

- ・県及び県警察本部と、次の2団体との間で、それぞれ協定（三者協定）を締結します。
 - (1) 公益社団法人岐阜県^{みのうら}宅地建物取引業協会
会長：箕浦 茂幸
会員数：1184名（H27年9月末現在）
 - (2) 公益社団法人全日本^{あさの}不動産協会岐阜県本部
本部長：浅野 勝史
会員数：164名（H27年9月末現在）

2 協定の内容

【円滑な契約解除に向けた措置】

- ・県及び県警本部は、団体の会員が賃貸借契約書の禁止事項に「危険ドラッグの製造・販売等に使用」を明記するよう、団体に要請する。（第2条第2項）
- ・団体は、会員が賃貸借物件を仲介する際に、賃貸借契約書に禁止事項を定め、違反時には契約解除するよう貸主に要請することを、会員に周知する。（第3条第1項）

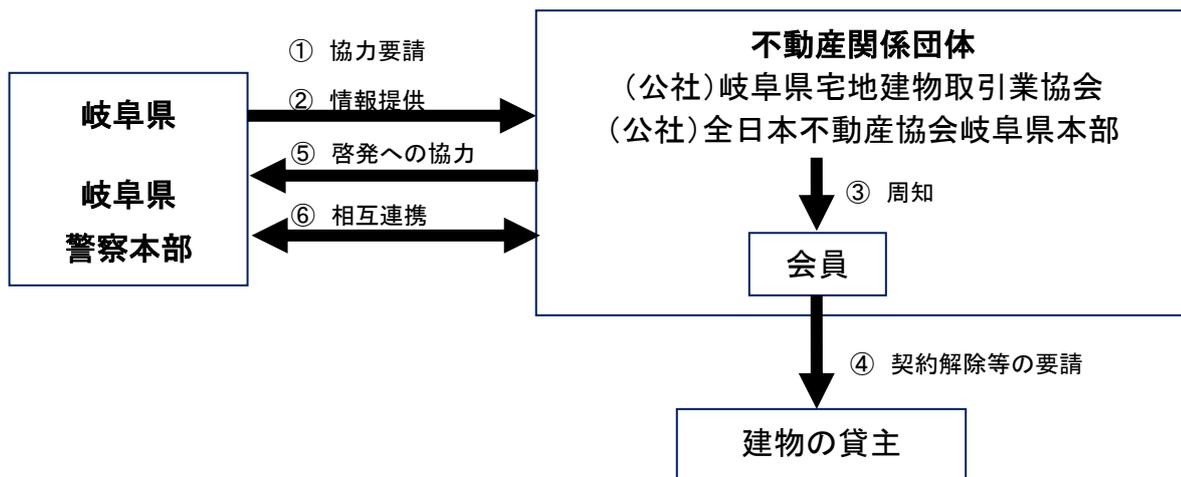
【情報共有】

- ・県及び県警本部は、団体の会員が賃貸（仲介）する建物の用途や危険ドラッグについて、団体に情報提供する。（第2条第1項）
- ・県、県警本部及び団体は、定期的に情報交換を行い、連携強化に努める。（第4条）

【啓発事業への協力】

- ・団体は、県又は県警本部が実施する薬物濫用防止啓発事業に協力する。（第3条第3項）

<協定締結による連携のイメージ>



① 県・県警から団体への協力要請

- ・ 会員が建物賃貸借契約書に禁止事項として「本物件を危険ドラッグの製造・販売等を目的とする貯蔵・陳列場所等に使用すること」を追加するよう、団体に協力要請する。（第2条第2項）

② 県・県警から団体への情報提供

- ・ 会員が賃貸（又は仲介）している建物の用途や危険ドラッグに関して、団体に情報提供する。（第2条第1項）

③ 団体から会員への周知

④ 会員から建物貸主への要請

- ・ 会員が建物賃貸借契約を仲介する場合に、次の事項の実施に努めるよう、周知する。（第3条第1項）

新規契約前：借入募集にあたり、禁止事項を条件とすることを貸主に了承を得る。

新規契約時：契約書に禁止事項を定め、違反時に契約解除するよう、貸主に要請する。

更新契約時：既契約物件の更新時に、新規契約時と同様の措置を求める。

⑤ 団体の薬物濫用防止啓発事業への協力

- ・ 県や県警が実施する薬物濫用防止啓発事業に協力する。（第3条第3項）

⑥ 相互連携

- ・ 定期的な情報交換を行い、連携協力の強化に努める。（第4条）